

平成 22 年 9 月 16 日 (木曜日)

(会議第 4 日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	欠 番	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	欠 番	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 茂佐雄	17番	欠 番	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総 務 課 長	松 田 博 和	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康	税 务 課 長	米 津 芳 喜
農 業 振 興 課 長	松 田 二	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
ま ち づ く り 課 長	濱 田 仁 司	地 域 住 民 課 長	大 塚 一 福
建 設 課 長	武 政 登	海 洋 森 林 課 長	谷 口 明 男
会 計 管 理 者	野 並 純	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	金 子 富 太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 伊 与 木 美 穂

議事日程第4号

平成22年9月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議事の経過

平成22年9月16日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから、日程に従って会議を進めていきますのでよろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

竹下美佐雄君から遅刻の申し出が、村越比佐夫君と明神照男君から早退の届け出が出されております。

これで諸般の報告を終わります。

総務課長から発言を求められております。

これを許します。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

過疎計画の資料の方にですね少し訂正がありますので、よろしくお願ひします。

内容的には、皆さん方の机の方にですねホチキスで閉じたやつと、それから閉じてないやつ、1枚のペーパーを配らせてもらっております。その中で、訂正箇所そのものはですね4箇所ながんですけど、参考資料の方で集計とか合計とかがありまして、多くなっております。従いましてですね、この3枚とじの方のがにつきましては、皆さん方の資料をすべて差し替えらしていただきたいと。過疎計画の中の、最後の方にあります参考資料の部分でございます。それを差し替えらしていただきたいと思っております。

それで、その作業をですね昼休みに行わさしていただきたいと思いますので、過疎計画の議案書をお昼の休みにですね、机の所に置いておってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それとですねこの1枚の方につきましては、本体の方になりますが、この部分でですね、ここにありますように創意という漢字が間違っておったことと、文章そのものがですね段落がちょっと違っておりましたので、その訂正をさしていただきたいというものでございます。

あと、この多くある方につきましては、この表の上から3行目、参考資料5ページ、水道施設その他で、成又地区の飲料水供給施設を22年度と記載しておりますが、23年度の方に記入さしていただきたい部分。それから、同じく5ページですね、水道施設、久保浦地区の飲料水供給施設をですね23年度と計画しておりますが、これを26年度にさしていただきたい部分。この2つの集計がですね、小計、集計、合計、それぞれあります、その以下の所がですね変わってまいります。ほんで、だいぶ変わりますので、作業の方は今言いましたように差し替えでお願いしたいと思います。

なお、議員の皆さん方で、この内容にメモ書きをしている方もおろうかと思います。従いまして、差し替えた部分につきましても皆さん方の机の上に残すようにしますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで総務課長の発言を終わります。

坂本君。

6番（坂本あやさん）

総務委員会ですけど、この自立の計画は総務委員会に付託された議案の中のですね文言の修正ですよね。じゃないですかね、これ議案ですよね。

今、まだ議会。開会。休憩じゃなくていいですか。

(議長から「開会中です」との発言あり)

開会ですか。

そしたらですねお伺いしたいんですけど、これ、うちが受けてる議案ですので、その議案の中の文言の修正をですね今ここで言われてもですね、うちは審査の対象になってるので、これやるんやつたらねそれまでにやつてもらわないと、審査内容が違ってきます。これは受けません。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 9時 06分

再開 9時 26分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開きました。

その件について、都合により副議会運営委員長よりご報告願います。

副議会運営委員長（矢野昭三君）

ただ今、議運を開きまして、その結果、ご報告をさしていただきたいと思います。

先ほど、町長の方から過疎計画についての間違い、訂正の申し出がありました。そのことについてはですね、実は総務常任委員会の方では、もう一応意見を集約して、まとめてございます。

従いまして、本日、一般質問が終了後、総務常任委員会を開いていただくようお願い致しまして、その中で文言確認をさせていただき、修正すべきものであれば修正ということで取り扱いをさせていただきたいということで話を終わりましたので、以上、報告致します。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

総務常任委員会は、本日の一般質問が終わった後に開かせていただきたいと思っております。

少し、訂正をさせていただきます。

私の方の確認が十分できていませんでしたので、執行部の方で修正をしてくださいというお話をしていたのでしたけれども、内容の確認を十分に私しておりませんでしたので、確認しないまま誤表を出してしまっております。これについては、総務委員会で再度確認した上で修正をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

以上で、先ほど開きました議会運営委員会の結果報告を終わります。

山本君。

19番（山本久夫君）

ちょっと、それに文句を言うわけじゃないんですけど。

そのきっちとした対応をするのであればですよ、法的に訂正したいときのやり方というのは法的にはないんで

すけど、実際、議会に一遍議案とされたものを訂正する場合は、議長にその旨を執行部が伝えて、議長が議会に諮って、そして議会が了承して、委員会へいくというのが筋道なんです。それを今の話を聞くと、議会自体の総務委員会以外の人は、分からることは質疑をしているわけですよ、その議案に対して。

だから、その分を終わって、初めて委員会に付託されちゅうんですから、本来であれば、訂正されたことを執行部が説明されて、議会が質疑をして、そして、そのことだけを良しとして、委員会に付託するのが順序や。

だったら、そのことを飛ばそうとするんであれば、この際、議長が、こういう申し出があつて議会に諮つてよろしいですかということを言って、今、議運の委員長が言われたような方向にやっていくのが順序やと思うんですが、議長、そのへんどうでしょうかね。今のまんまでいくと、どこが変わったかいうがは委員会以外の人は分からんわけですから。ですから、そのことを言いゆうだけですが。

議長（小永正裕君）

先ほどの話ではですね、今、総務委員長が少し言いましたけども、説明をいただいたというふうなこともあります。その年度の違いとか、その訂正是口頭であったということを思い出されて、それについてもう一度確認をすると、総務委員会の方で、いう内容でございました。

だから全部、議案そのものものが間違つておるというふうなことではないわけです。

総務委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

すいません、私の言い方が悪くて大変申し訳ありません。今、おっしゃるとおりです。

今回の分はですね、総務委員会につきましては、再度、執行部がですね修正をしていただく分について、再度審査をやらしていただきたいということでございます。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

今、総務委員長の方から申されましたように、口頭で訂正を聞いておるけども、それをもう一度確認したいというふうなことがまず第一でございます。

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

大体、常任委員会へいわゆる付託をされて、そして、常任委員会で審査して採決をされた議案について、たとえちょっとした間違いであっても、やっぱりその修正をするのは、やっぱし今度ら、付託を受けた委員会が修正をして出すのであれば、ここが間違つてあったからということで常任委員会で修正をしてやると。だからこの場合、一応、本会議へ説明をしたけれども、なんぼ説明をしてもやはりその間違いは、もう既に執行部からの手を離れて、委員会の審査にもう渡つておるので、この間違いは、もう報告では訂正することはできない。

だから、委員会に一度差し戻して、委員会でもう一度確認ということよりも、そこで修正するかどうかということを委員会で諮つて、委員会がこの項を修正するということで提出せん限りやね、正当な扱いはできんと、私はそういうふうに、まあ以前からそう理解をしておったし。

それから、私が総務委員会におった時点でもいろいろ、まあそういう問題がちょくちょくありますて、委員会へ差し戻しをして、委員会で審査をして、委員会で修正をして、こういう内容で委員長の報告の中で訂正を求めて、一応やつたことが過去にも最近になってあるので。ただ、確認を取つたことだけでは、ちょっと扱いはできない。

以上です。

議長（小永正裕君）

ただ今、議会運営委員会からの報告についてのご意見が出ておりますが、ほかにご意見ありませんか。
西村策雄君。

12番（西村策雄君）

これは非常に大事なことなんですよ。そんな簡単なもんじゃないですよ。議決したんだから、委員会付託を。そうでしょう。

そうなったらね、問題があれば委員会でねやはり修正、これが本筋なんですよ。ほかの問題やない。1回もう付託したんやから、任したがやから。それを議決した。それをまたね、出し替えるということはおかしい。

もう一番ええがは、委員会で修正してもらうたら一番ええがぜ。修正権ありますよ、委員会にまだ。

議長、その点はね、間違うたら大事になりますよ。また書かれる。そのとこよろしく。

文言の差し替えやきよ、おっこうなことやない。委員会でそれしたらええがよ、詰めたらえい。文言の差し替えということでええがよ。

議長（小永正裕君）

先ほど、議会運営副委員長からの報告のとおり、もう一度差し戻して、総務常任委員会に付託された案件ですから、もう一度確認作業の上、おかしな所があれば修正なりそれなりの対応をして、もう一度委員長報告してもらうというふうなことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。

では、そのようにさしていただきます。

それでは、一般質問を続けます。

次の質問者、浜田純一君。

8番（浜田純一君）

それでは通告書に基づきまして、事業の機動性を問うということで質問を致します。

今年は猛暑の予想を受けまして、南部保育園の園児の熱中症の予防対策ですね、園長、それから保護者会長と、まあ、南部保育園のエアコンの設置の要望ですね。これはまあ一緒に要望したというわけではないですが、別々に要望致しました。

今まで、このエアコンの設置がなかったということ自体が私は大変不思議でありまして、これはまあ、園長の園児の教育の一環かとも思っておりました。まあ、保育園等によりましてですね、乾布摩擦とか、はだしの歩行とかいうあれをやっておる園もあるようですので、そのように思っておりましたが、実はそういうわけではなかったようでございまして。それを聞きましてですね7月の29日、臨時議会終了後にですね、この熱中症による死者が全国で増え続けている中ですね、早急に対応してくれるようについて町長にお願いを致しました。まあ町長も、人事案件がありましてちょっとばたばたしましたので、すぐにはできんということで、後で電話をくれるということでございましたけれども、まあ、連絡がないもんで、私が課長、それから副町長にね、電話を致しました。

ところがですね、当初予算には上げてないとか、それから何とかかんとか言ってですね、言い訳ばっかりするもんですからですね、さすがのこの温厚な私でもですねカチンときまして、この子どもたちがですね熱中症になつたら責任は取るのかということで詰め寄ったところがですね、まあ、何とかかんとか重たい腰を上げてくれまして、1台設置をするようになりました。

9月8日のですね高知新聞の報道によりますと、全国で熱中症で搬送された方が5万人を突破し、5月以降、168名の死亡者が出ておるということでございましたが、まあほとんどがお年寄りでございましたけれども。そ

して、その消防庁によりますと、中学校や高校で熱中症の集団があり、搬送された日がですね6回あったということでございます。厳しい残暑が続くと予想されているので、注意をしてほしいと呼び掛けているという報道もありました。県内でも2名の死者が出ました。

実はですね、私の孫もですね南部保育園にお世話になっておりますので、昼寝のときはどうしようがというように聞きますとですね、廊下に出て、町長、廊下に出て寝ようがよ、と言っておりました。それは大変やねえ、いうて話をしたことですが、先生方もですね、水分補給やら何やかんやと大変だったようあります。

現在ですね、南部保育園には34名の園児がありますが、風邪の引きやすい子どもとか、少し足の不自由な子どもももですねおります。いろんな園児のいる中ですね、保護者とともに熱中症の発症を心配しつつですね、やっと8月23日に1基設置されました。まあ1基でもかまんということで要望しておりましたのでそれでかまんですが、7月29日から8月23日というとですね、4週間たっちょうどですね。約1カ月近い。

この猛暑のですね激しい肝心なときにですね設置がされなくて、大変私は残念に思っておりますし、このようなですね事例ですね、子どもたちの健康にかんする事例、それから緊急性の高い事例については迅速な対応が必要だと思いますがですね。まあ優先順位を付けるとすれば、一番先に実行しなければいけない事例と思いますが、執行部としてはですねこの点どのように考えるか。

ご答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

浜田議員の事業の機動性を問う、のご質問にお答え致します。

保育所の施設整備については順次整備がされまして、今年から4園で保育所運営がされております。

各保育所の改善に要することについては、毎年ですね11月ごろに改善、改修個所を調べて、次年度の工事に予算計上ということで行っております。また、急を要するものについては補正で対応して、より良い環境の下に保育ができるように努めております。

ご質問の件ですが、南部保育所にはエアコン設置はしておりません。で、今年の猛暑の影響で、8月初めにですね設置要望がありまして、状況調査を行ってきました。保育所の所長からもですね室温が高い状況ということで、特に昼寝の時間にですね対応が難しいということを聞いておりまして、園児の体調管理に注意して安全な措置を取るようにということで、保育所と確認をしておりました。特に年長組の部屋が高いという状況を聞いておりまして、平年より気温が高く、対応を検討しておりました。

この要因としてはですね、まあ部屋の、風通しが悪い部屋ということと、保育所に隣接する倉庫がですね最近改修したということがありまして、その影響を受けてるということがありまして、こうした中で園児の安全を確保するために空調設備の設置が必要という判断を行いまして、当面、1基設置をしたものです。これについては予算措置がありませんでしたので、急を要するということで、予備費流用によりまして設置を行いました。

迅速な対応ということのご質問でございますが、町の方もですね早期設置に努めてきたところでございますが、設置までに約30日ほどかかるております。急を要する場合にあってもですね、町の財務規則等の事務規制によりまして行うことが必要ですので、公共事業においては一定の期間が要することになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

町としてもですね、保育所の機能の充実を図っておりますので、今後も必要によってですね改善対策はしていかないかんと、そのように考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

課長答弁ではですね、その一定の期間が必要と、まあそれは当然でしょう。

ですかですね、この契約自体がですね、130万まではあの要らない随意契約でできるということで、見積書をもうたらすぐできるがですよね、課長。見積書を2、3人に請求してもらうたら、すぐ設置できるがですよね。

そこでですね、何でそんなに遅くなったかということが、私は一番腹立たしいところでありまして。それと、最初私が申し込んでいたときにですね、まあさっきも言いましたけれどもですね、何だかんだ、当初予算に上げないとか、何だかんだ言ってですね。取りあえず町の執行部としてはですね、こういう要望が来たときは、取りあえず反対しようという話し合いができるのかと私は思っておりましたけれども。まあ子どもたちのことで、健康のことですね、ある程度のことは前倒しでやっていただきたいと思います。

それからですね、こういう事例がすぐまた出ると思いますので、ぜひですねそういうことも考えてですねやっていただきたい。

こういうことで再度、どのように迅速にできるかということで、課長、お願いします。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

迅速な対応ということでございますが、もちろん児童、幼児の安全対策いうことが最も重要でございます。

そういう安全な保育環境に努める必要があります。

随意契約でございますが、130万円以下の工事は少なくとも3業者から見積徴取を行いまして行っております。これはですね、当初、家庭用の大型のものでいいというような判断をしておりましたが、調べてみると、部屋の広さから大型のエアコンが必要ということになりました、まずはその機種の選定、また業者の見積もり、業者決定ということで一定の期間が必要になって、このような時間を要しております。当然ですね、施設や設備の面については保育所の中を検証してですね、必要な措置は講じていきたいと、そのように考えております。

また今年ですね、ちょうど南部保育所でございますが、床の老朽ということもありまして、今回の補正で対応ということにしておりますが、そういうように必要に応じて予算措置は講じております。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し、補足をさせていただきます。

議員ご指摘のように7月終わりだったかと思いますが、来られてですね、この南部のエアコンの設置についての要望を受けました。

ただ、ご理解いただきたいのはですね、要望に来られて130万以下とはいえですね、予算に計上しないもんを、はい、りますというふうにはなかなかできんということです。

その上でなお、議員がお帰りになられた後、南部の保護者の方へお電話を差し上げまして、これは保護者からの要望なのかどうかを確認致しました。そうすると、保護者の要望ではないそうです。で、その方が言われるには、保護者の方から正式要望は挙がってないけれども、保母さんの方が心配して、行政の方へ言ってくれ

たんやないかといったお話をしました。

そういうことで、なかなか迅速な対応が難しいのでその保護者の方に、とにかく保護者の方のその要望書を出してくれと、そうじゃないとなかなか早急な対応ができるんぞということで私の方から申し上げて、保護者の方から後日、この要望書を提出していただいたという経緯でございます。その要望書を提出していただいた後は、できる限りの迅速な対応で、この8月23日の設置と至っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

町長、今の保護者の方の要望やないと言われましたけれど、その行くまでにですね、話はあったがです。町長、私が話に来るまでに、保護者の方から。

実はですね、私の婿もその保育園の役員をやっておりまして、そういう話が出ようということでありまして、29日の1週間くらい前やったかな、夕涼み会というががありまして、そのときに園長さんと会うて、こうこういう話が出ようけんど話をしてもええろうかいう話で、初めて29日に私が来て話したがですが。まあ、保護者の要望はなかったということはない、要望はあったがです。あったがですが、その意思表示をしてなかったということで、保護者会で。ということでございます。まあちょっと私、誤解があったらいけませんので、そこは言っちゃきますが。

まあ、1基今は設置してくれたということで、大変ありがたく思っておりまして、この質問はここで終わりたいと思いますけれども、残りの、今年は床も直してくれるようでございまして大変ありがたく思っておりますが、残りの各室にもでき得れば設置をしていただければ。予算も要ることですので、一応お願いせないかんがですが。

この点ですね、町長、どう思うかちょっと答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

南部の残った部屋につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

検討するということは、あんまり当てにはならんということではないかと思いますが。まあぜひですね、前向きに検討をしていただきたいと思います。

それでは続いてですね、次の質間に移りたいと思います。

藻場の環境整備についてということでございます。私はですね、藻場のこの環境にですね大変危機感を感じておりますし、健全な藻場環境の造成はですね、漁業の保全に欠かせないとと思っておりまして、ここ数回、鉄鋼スラグを設置した事例について質問を致しました。

何回も質問を致しましたのであまりくどくは言いませんが、前回のですね課長の答弁では、費用対効果の面で水産庁の主体の水産総合センター等により実験や追跡調査をしており、その結果を待つと、そういう答弁がありました。どのような結果になったか。

この説明をお願いします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

お答え致します。

この件につきましては 6 月議会でお答えしたところですが、この事業は本年度の事業でありますと、現在のところ、調査のまだ最中でございます。それに、国が主体で行っておりますので、一時期だけでなく 1 年を通しての調査となると思いますので、県水産試験場に問い合わせたところ、結果報告が出るのは早くても年度末。通常ですと来年度、要するに年度を越えて、来年度になるのではないかということです。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8 番（浜田純一君）

結果待ちということは、もう年度末ということでございますね、結果が出るというのは。ええ、まあそれはそれでまたええですが、国が絡んでおるということで簡単には出んでしょう。

この前ですね、係長、ねえ。誰やったかね、田野浦の。尾崎。尾崎の係長に聞いたらですね、蛎瀬川から田野浦漁港まで、もうカジメの痕跡がないと、全然。

それから、それを今度 10 月にですね、その胞子をカジメが出るもんで、そのときにまた放流いうか胞子を出さして増やそうかというかという考え方らしいですが。私の考えではね、これは恐らくそういうことをしてもですね、カジメが胞子が付いて増えるとは思いません。まあ、水質が悪いこともありますから、それから水温も高いということもあることでしょうし、多分ですね、やっても無駄じゃないかと。

一番心配することはですね、その港の漁港から今度西の方、恐らくはそこらまだカジメがありますけれども、それもいずれ、ないなってくるんじゃないかなと思っております。

この点ですね、課長、さっきの尾崎係長の話もしましたけれど、どこまで把握されておるのか。カジメの枯渇いいますか、課長も当然知っちゃったことだと思いますが。どこまで田野浦いうか前の磯ですね、現状はどんなになっておるのか、ちょっとお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

その件につきましてはですね、清水の漁業指導所等とも話し合いまして、県の方の調整委員会の方で許可をいただきまして、蛎瀬川の方の調査も併せて行っていく予定でございます。

その藻の在り方ですね、そういうのとか土質とかあって、どうしても議員言われるようにその条件が悪いのか、水質が悪いのか、それから土質が悪いのか、そういうことも併せて調査をするようにしておりますので、もう少し待っていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8 番（浜田純一君）

調査をする予定と言いましたけど、係長はそんなこと言いよららったけどんね。もう、全滅じゃいうて言いよったけんどね。まあ、そのことはまあいいですわ。

そこでですね、須崎の浦ノ内のあれにですね大谷漁協いうてあります、須崎に。この大谷漁協がですねタイ

の養殖をしようがですが、水質の浄化にですねマコンブいうて言いりましたけどね、小割から伸びているそのロープへですね胞子を付けて、それで浄化作用をしようということで話をしましたが。まあ恐らく、そういうカジメなんかもだんだんだんだん少なくなってきて、恐らくあれに合わんがじゃないろうかと思いますけど、水質的に。

できたらですね、その大谷漁協の方に聞いてですね、まあ浦ノ内ですから試験場もすぐありますのでね、聞いてですね、マコンブの増殖いいますか、それができるもんならそっちの方を、併せてでもいいですがやってもうらうたらと思いますが。

その点、答弁お願いします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

その、今言われましたマコンブについて私、初耳でございまして、まだどういうものか分かっておりませんけど、その大谷漁協の方と、また水産試験場などとも話し合いながら調査してみたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8番（浜田純一君）

以上で、私の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで浜田純一君の一般質問を終わります。

次の質問者、畦地一弘君。

9番（畦地一弘君）

通告書に基づきまして、私の一般質問を行います。

これは道路について、加持橋川線はもう何回も何回も言うて、みんなが笑いやらせんろうかと思うて、そうかというて、仕事はひとつもせん。全然やっちょらん。やっちょらんけん、一番言うがじゃ、これは。全然つことはないけんど、ちいとしかやっちょらん。ちいとやっちょう。

それがね、これは、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。わしは最初の端に、それを議会で言うたわ。そうしたところが、わしはその一般質問が済んで、まちづくり課へ行ったら、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するいうて、せせら笑われたぜ、わしゃ。どうせ知っちょると思うがね、それせせら笑うた人は。けんど、わしはそこまでは言わあせん。言わんけどんね、人間つもなあ、なめられたら仕事をせんもんぜ。いよいよ仕事をせん。

わしは、一ノ谷、この加持橋川線を、何回も言うけんど、わしん言うてやるがじゃないぜ。わしがほかの議員を雇うて、その議員に言うてもろうて、仕事をするが。そういうことをせなあ、仕事せんけん。文化的最低、文化、文化とはね、世の中が開けて進歩するということが、これが文化やけんね。文化的最低限度の生活を営むということは、これを橋川部落に例えたら、橋川部落には本線が入っちょる、あこへ。あれが2,700メートル。あれが入ってちょうぜ。あの道路はね、橋川から町会議員が2人出ちゃった。その人らが区長をしよって、どうしても仕事をつけてくれん。わしの加持橋川線みたいなものよ。どんぎゃしたちやってくれらったけん、あの本線を。ほいたところがね、わしんくの家から部落へ1人出ないかんけんね、その人が出て、したところがあんまり仕事せんけんいうて、その人が区長になってあの道路をやってくれがね、わけなかつたぜ。1年の

あいにあこで1,500メートル、2期工事でやってくれた。それをやってくれた役場の、今から36年昔や。役場の建設課長がね、下村議員の東隣。あの人が、この人は実力者やけん。町長以上の腕前ある人やった。その人が、あの道をつけてくれとう。2,700メートル。

ほいて、その道がついたらね、これが加持向けてどうしたち全部抜けちょるけんね。まあ、よう見てくれてみた。御坊にしたち、馬荷の中馬荷やったち、福堂にしたち、あこでも、下馬荷も全部道路が抜けちょる。それから、大井川へ行ても、大屋敷に行ても全部抜けちょるけんね、世話ないわ、道路つけりゃあ。橋川も、加持へ向けて抜けて、どうしてもそこで有利になって、道をようによくせないかんと、こういうがでこの道路をやつてもうとえ。これが今からね50何年昔つけた道路じゃ、これが。ほんでね、この道路をつけてくれたけんね、ほんで今、ここで言わないかんけんど、今の町道というものはね、湊川へ町道ができちょらあえ、あの鞭から、湊川の呂木橋まで。この道路が今の町道、これが今の町道ぜ。ほいて、橋川、36年にできた道路。

それからね、この橋川の道路はね、出口から出てちょっと県の土木事務所の所長がね、橋川の道路は、これはよいよ悪いけん、この道路は計画に入れるいうて、合併前に計画に入れちょっとわけじや。ほいで、これはどうしてもやらないかんということで、計画に入れてやってくれちょっとけんど、合併が成らったけんね、今、やまっちょうが。この道路はね、なめられて、あこの道路をね10台しか通らんけんやらんと、10台しか通らんけんやらんいうて、やららったがや、これは前の課長は。

それからね、あこの道路は待避所が、待避所もやってくり言うたら、待避所もやらん。待避所があこへ10なんぶ、20ばあある。それで、あれはやらんちかまんでやららった、あの道路は。ほんでね、あの待避所はね、ありやあ自分らが広いとこへ迫って、軽なら大抵な道なら行き来ができるけん、そうやって造った道路で、待避所というものはないぜ、あこは。

ほんでねここは、前の課長はほんまにねやっちょらんぜ、ここは。それを今の課長に引き継がれたら困るぞ。それでね、ここはもうどんなに考えたち、今、考えたらね、湊川の道路が今の町道やけん、これが。今の町道ぜ、頭にたたき込んでくれよ。

それから、橋川のね、馬荷分岐から橋川のわしんくの門口まで2,700メートルはね、これは36年に造った道路。大昔の道路ぞ、こりゃ。ほんでね、この道路をね今に考えて、文化的最低限度の生活を営ます権利を有するということは、わしらに権利があるがやけん。これを拡張せないかんがじやけんど、せんがやけんね。拡張せんずくに、あの道路を。今の2メーター60しかないろう、あれ。待避所も造っちょらんが。その舗装が今ね、傷んじるがをわしが、この前、この前話したがやいか、あこをやってくり言うて。加持分岐から峠の切り抜きまで503メートルあるけん、あれをやってくれ言うてわし、頼んだが。頼んで、今、あれへ印をしてやってくれよるが。わしはほかじゃないが、あれをやるのにぐずぐずぐずして。これをやったら、橋川をやつたら、悪う見られよりやあせんろうかと思うて心配して、わしゃあほかじゃないぜ。

これはちょっと話がへちそれるけんどね、これは昔の町村合併の話になるけんど、昔ね、北と南に分かれて役場の位置をぼうたときには、橋川部落はこんまいけん、橋川部落を落取り込みさえしたら合併は南部へ取れるいうてね、下田の口と田野浦と、出口と伊屋とが組んでね、橋川へ八丁越えで80人が木刀6尺棒を持って、橋川には30人に足らんぜ、人間が。それに殴り込みを掛けちきて、そこに立っちょった人がね、ちょうどその人が勤皇の志士で、その人がおってね、6尺で16貫、その人が立っちょったけんね。そのこっちから威勢を挙げて、へござな人間よね、そうして殴りつけてやるいうたら。その人間が行くと、大きいのが目にまぎるいうて、たたき掛かっていたと。その志士よね、勤皇の。今、やりようけんど、テレビで。その志士がね、それにたたき掛かっちきたら、一払い5、6人飛んだと。そうして遠くらまで下がったらね、これには、これは手ごわいということで30人から40人、束になってたたき掛かってきたつがね。木刀を全部払いのけちょいて、そ

の人が今度ら反対に、たたいたらしいわえ。手がもげる、足がもげるね、一束なんぶに結わえてしもうてきたつがね。ほんで八丁のとうを夜通し、この田野浦と、下田の口と出口と伊屋向けてね、いんだつがね。それで、役場の位置が上田の口へ行ったと、そういうことも歴史に残っちょうがぜ。

橋川という所はね、大体はね戸数が少ないけん、橋川出ちょうかと言うてなめられる。わしもそうじゃったけん。早咲の店屋へ行ったときに、橋川の区長の用で行ったがじゃなかつろうかと思うが、ああ、橋川の区長か。橋川には何人おりゃあいうて、わしゃやられた。そういうばあ、なめるけんね。ほんで、道路もつかん。なかなかつかん。

ほんでこれは、すべての国民はいたら、人間一人一人のことをいうがぜ、これ。人間一人一人。いつも言うじゃいかえ、佐賀の先輩が。大先輩が言うちくれるじゃいかえ。梼原へ行ったら家1軒あるとこへ、4メートルの道路が抜けちょるいうて。それから、興津へ行ったら家2のとこへ4メートルの道路が抜けちょ。そりゃあね、人権を尊重して、日本人はすべての人間はというてね、それを憲法守ってくれようがや。憲法が最優先じゃけん。憲法で議会はやっていきよるもんで。ほんじゃけん、橋川のこの加持橋川線を、これを舗装をやったち、なめられんならんこたないぞ、執行部が。要らんこと言われんならんことはない。おんなし答弁をしろ言うたち、やらんちかまん。それくらいのことはやってもらわんといかんぜ。あこの舗装はね、ちょっとあれがはげたちやらないかんばあ、これは最低限度になっちょうけん。最低限度の生活を営む権利を有するといったら、わしらに権利があるが。国と町とにはね、国へ要求して金を取ってきて、あれをやらないかんという義務があるがよ。義務というたら、絶対やらないかんという、こういうことぜ。それで義務があるがやけん。ほんで、あの道路は絶対やらないかんけんど、あれをやらんけん、この前わしは言うたが。ほんで、今まで待ったが。ほんぎゃ、言われてしたいもんじゃないけん。この前、憲法に従うてやれというて、わしは言ったが。で、憲法に従うてやらんけん、わしゃ今、言いようがや。あれから何日たったと思やあ。こればあ役ん掛かったらね、あればあな道はすすうっとつけないかん。それは当然のことじゃと思うがね。

その答弁をわしはもらいたい。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

（畦地議員から「2つやけんね、2つをやったが」との発言あり）

まちづくり課長（浜田仁司君）

畦地議員の質問にお答えします。

町道改良いうことですが、カッコ1、カッコ2いうことですが。これについてはちょっと現地に行きましたが、舗装がはがれ、でこぼこいうか、そういう所がありました、確かに。

これについては6月の一般質問にも出てましたが、こっちから、加持分岐から橋川へ越える所で、堀切の手前側のことやと思います、今回の質問は。6月の分については、堀切から橋川への集落ということだと思っております。今回の分は、堀切から加持分岐までの件だと思っております。

で、この件につきましては、確かに凹凸がありました。それで、応急でできる所については、レミファルト等の道路の舗装補修材にて対応して、修繕をしたいと思っています。

全体の改修工事については、前回同様の答えになりますけど、町道維持管理の中で対応したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いします。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

これは今、地をかいて、今にもやりそうに構えちょくけんど、これはいつやるがですか。
この、100メートルのがやない。今、後先になったけんと、今、印しちょる加持分岐から峠まで。これはいつやる。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

今、印をしちゅうがは、峠から、堀切から橋川の集落いうか橋のとこですね。その分は修理してマークはしますけど、もう既に発注してますので、その分については。業者に発注します。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

ほいたらね、今度らこの一ノ坂、今の、これ100メートル。たった100メートルぜ、これ。たった100メートル、はげてしもうて何ともならんぜ。こりゃあ、町がどうしてもやらないかんがぜ。義務ぜ、これ。わしらに権利がある以上は、お宅らの義務じゃけん。あの道をようやらんということはね、舗装ばあはどんぎゃしたち、最低限度でやらないかんがじや、あれ。あれ、舗装もはげてしもうたいうたらね、お宅らどうしてもやらないかんというかぜ、これ。国へ要望して、内容をしゃんと書いて、そればあのことはやらないかんぜ。ほんでのう、じゃあ、その生活を守ってくれようがは町民じゃけん、その町民にそれくらいなことはやっちゃんといきゃあせんぞ、なんぼいうたち。そればあなたができないことはない。やらないかん、それ義務じゃけん、やれ、やれ、そりゃあ。やらないかんぞ、義務は。

ほいたら、答弁をもらうけん。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

先ほど申しましたように、応急でできる所は早急に対応したいと考えております。

（畦地議員から何事か発言あり）

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

繰り返し申し上げておりますように、中山間地のインフラ整備は重点的にやってまいりたいと考えております。これは、これまで所信表明や、議会たびに繰り返し申し上げたところでございます。ただ、その具体的な路線名をですね、こことここをいつりますというのが、今、即答できないところでございます。

ただ、申し上げましたように、中山間地のインフラ整備につきましては、重点的に取り組んでまいります。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

わしゃ何回も言うけんどね、あれだけ道が悪いなったらね、これは町の義務じゃけんね。わしらの権利じゃけん、やっちもらうがは。ほんで、町としては国へ要望してもね、やってもらわないかん、とにかく。やつてもらわったら、不信任案出されたち仕方がないぞ、あれだけ傷んじょうがやけん。

そんなことを出すつもりはないけれど。そんなことはない、たいちや張り込んでやる。昨日もたいちや頑張ったやいか。あれだけの2人が頑張ったがはね、わしも今まで24年、町会議員をずっとやってきたけれど、1回も聞いちょらん。こりやあ、将来は頼もししいわえ、自分ら。あれだけようやってくれたらね、わしゃあうれしかった。

ほんでね、わしもここで一言、まだほかにも言うけれど、言わしちもらいたいがは、今までたいちや頑張ってくれたね、佐賀の先輩、先生らの言うことも聞いて。ええことを言うぜ、この人ら。この話を聞いてやらんと、大方のことばっかし考えよったら、ほんまに元へもんてくるやら、何ともならんぞ。大方という所はね、今まで町会議員をわし、やってきたがね、最初のうちはたった5人か6人しか一般質問はおららった。それで張り込うで言う人はね、仕事はせん。裏工作をするもんの仕事はする。その代わり、仲金がないと工作ができるんけん、仲金のあるもんは仕事してきた。そんなとこやったが、大方は。ほんで今らあその根がね、ちゃんと根ざしちもうちょる。

(議長から「畦地議員、2項目めに移りますか」との発言あり)

今度らね、もうこれはどうせやらないかんがじゃけんね。これは義務じゃけん、やらないかなあえ。

ほんで、これはもうこればあにやるいうて言うてくれりゃあええけんね、ほんで次へ移る、県道。

県道へ移って、わしん言うてかまんかね。

(議長から「はい、どうぞ」との発言あり)

ほんで、今、県道のことは、今、この上の端のがばあしか出らったけれど、今度らこの、時間はどんぎゃになっちゅうかね。あと10分ばあかね。

(議長から「あと11分です」との発言あり)

おとうろしや、早いもんじゃね。

ほいたらね、このお地蔵さんの所を、わしゃあ言わせちもらおうか。

このお地蔵さん、ここはね、朝、急いだときらあにね、あこはずうっと上へ木がふけって、日が差しちゅらあえ。日が差したところは明るいけど、日差さん場所は暗いけんね。それが100メートル、お地蔵さんから上は。4メートルの道路がずうっとついちゅうけん、今からスピードを出そうかと思うところへ、狭いろう。ほんで前が見えんけん、ものすごいこれ危険なが。ほんで、どうしてもここはやってもらわなかんが。

ほんでね、ここのお地蔵さんから80メートル、これはね、内カーブになっちょらえ。内カーブになっちょつたら大概外カーブじゃけん、そのつもりでおれらあ運転するけんね。それがスピード出して、その今からという所が、ちょうど狭いとこになっちゅうろう、ほんで、ものすごい危険ならしい。

ほいでちょうどそこはね、沖へブロックの石垣をずうっとつけるようにね、27メートルはあらよ。ほんで、ここへブロックについてねやってもうたら、よいよ良うなると思う。県なら費用は知れたもんじゃけん、あればあなたのやるがは。ほんで、そこにブロックについて、それから、こちら側をちょっと取ってもうらうてね、あこの道路をやるように。これを、わしゃしてもらいたいがじゃ。

ほんで、ここはね、それこそこの加持川、加持川いうがね、全部を。ほんで、ここは大井川と大屋敷、あるがね。大井川と大屋敷は、これは県道じゃけんと、住民は庭の先から県道を毎日使いよるけんね、町道とおんなじようなもんじゃけんね。ほんで、どうしてもこれについてはね、町の執行部の方のね力を借りてやってもらわらたらね、これはどうしてもやってくれんけん。ほかのもんがちょっと言ってきたち、歯は立たんけんね。どうしても町にすがらんとできんけんね、ほんでこれは、わしもこれを出して、町長が一言話してくれたら、これはわしゃいくと思う。町長やったらやらあ。

ほんで、わしはここをね、このお地蔵さんから80メートルね、この拡張工事をどうしてもやってもらいたい

と思うて、わしゃあこれをね念じようがぜ。

それから、その次へ行ってかまんかね。

(議長から「はい、どうぞ」との発言あり)

ほんでこの次ののが、この石神になるけんどね、加持川の石神。ここへね、もう、業者にもいろいろあらあえ。ほんでここは、業者がやったということを、わしゃあこういうことは、こんな問題になることはかっちりとしちょらんと、やりよったがというようなことで、あやふやしたようなことじゃ話にならんけんというたら、これを出してくれるなど。これはどうしてもやらにゃあ、わしが自分でやらないかんかえと。どうやったちのう、もうどうしてもやってくれなあ自分ででもやらないかんのうと、こういうて言うたけん、わしも議会で話して、もうそれからにしょ言うて。

これは県道へね、水がたまるがじや。水がたまってもう、排水の所をね、これを埋めてしもうたけん。ほんでもう、そこで水がたまって何ともならん。今、県があこで仕事しよるがね、その県が来て見てもたまげた。こういうて言うけん、ここのところは知れた工事じや。枠溝をやってね、それから配管を下へずうっと水を抜いて、先の埋めた所へ向いて水を流したら、それで出来上がりになるけん。簡単な仕事やけん。ほんで、自分ででもできるけんど、わしらがこんなことをせんでも、県がやってもらう方が、わしらにしちゃあ頼みたいがのう、いうて言いよったけんね。ほんでこれ取り上げて、わし今、言いよるが。

ほんでこれはね、これについてはほんと簡単なことやけんね、ほんでこいつを、枠溝いうかえ、あれは。それを造って下へ、そのパイプよね。パイプを埋めて、水を道路の下へずうとこう流して、するくらいのことは難しいことやないけん。知れたことやけんね、そればあなことはやるように。

ひとつ、もう既に決まっちょかもしれんけん。答弁をもらいたい。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（浜田仁司君）

県道改良事業のことについてお答えします。

畦地議員からありました大用大方線の轟（とどろ）のお地蔵さんから下の、80 メーターの拡幅の件ですが。これについては、議会が終わって7月に、幡多土木と町内の要望個所について全域を回りました。

ほんで、この大用大方線についても現在、改良区間の23カ所がありますけど、それについてずっと現地を回ったことですけど、畦地議員がおっしゃるこの個所については、改良個所に現在入っておりません。

で、そのとき県の方としても23カ所、今、挙げる区間を優先的に改良するということで、この件については、要望等で県の方にお願いするつもりであります。

それから、2番目の石神の所のところで水がたまるということですけど。このことについても、この中にも書いてますが、業者と工事をやったときのそれぞれのその地域の方とのいきさつがあるということですので、そこらへん現地の方で事情をちょっと聞かせてもらって、協議してもらって、今言ったような対策ができるか、県の方に要望等協議したいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

よしよし。

そしたら、これで私の一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで畦地一弘君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩致します。

休憩 10時 26分

再開 10時 46分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩 10時 46分

再開 10時 55分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委副委員長の矢野君の方から、ただ今の議運の確認事項について報告していただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

議会運営副委員長（矢野昭三君）

それでは、ただ今の議運の協議事項についてご報告させていただきます。

今朝ほど町長の方から、過疎計画についての差し替えを昼にしたいということでございましたが、どうも、それは総務常任委員会を開いていただいた後の話であるということで私はご報告をしておりましたが、十分な確認が取れてなかったというような声もございましたので、ここで再度、その決定事項を報告させていただきます。

本日の昼に差し替えをすると町長から発言があった分については、それは本日の総務常任委員会の後、しかるべき修正すべきことがあれば、その旨するということでご了解をお願いしたいと思います。

これで報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、先ほど開きました議会運営委員会からの報告を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、門田仁和子さん。

11番（門田仁和子さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問を致します。

高齢者の所在不明問題について。高齢者の不明問題は7月28日、東京都足立区、111歳の加藤宗現さんの遺体が見つかったことから問題化しました。30年も前に死亡していたにもかかわらず、年金を受け取っていたことが分かり、これを契機に高齢者の所在不明が大きな社会問題になっています。30年も死体とともに生活をしていたということは、本当に信じられません。こうした傾向は大都市ほど顕著で、黒潮町では起こり得ないとだと理解しています。

この背景には、家族や地域関係の希薄化が指摘されていますが、行政自身の課題も浮き彫りになっています。今回の問題を高齢者に関する行政の在り方を見直す契機とすべきではないでしょうか。

第1の課題は、住民基本台帳の管理です。同居しているはずの家族が高齢者の所在を知らず、台帳が放置されている事例が多数明らかになっています。これは、台帳の記載内容の変更が本人や家族等の申請を原則としているためあります。

行政は台帳を職権消除する権限を持っております。黒潮町では過去にこのような事例はありましたか、お尋ねします。

住民登録は本来、住民側に転入届や転出届などの届け出が義務付けられております。罰則規定も設けられています。こうした届け出主義だけで、すべての住民登録の正確性を確保するには限界があります。このため住民基本台帳法では、市町村長が介護保険や国民健康保険の事務、税の徴収事務などを行う過程などで、住民票の記載事項に誤りなどあることを知ったときは、職権によって住民票の記載、削除、修正を行うことが定められています。

また、死亡届など戸籍にかんする届け出を受理した市町村長は、住所地の市町村長に通知しなければならないとされております。ところが今回、福祉関係の担当部署が実際は住んでいないことを知っていても、住民登録の担当部署に伝わっていなかったり、死亡届が出されているても、住民票がある自治体が把握していないことの事例が次々と明らかになりました。

特に地域の見守り役、相談役として大事な役割を担っている民生委員に対しては、活動を強力に支援するための環境整備に取り組むべきと考えますが、町の考えもお尋ねします。

第2に、高齢者の所在確認はプライバシー保護を優先するあまり困難となっていることです。しかし、高齢者保護を目的とする場合に限り、高齢者の個人情報を柔軟に利用することも検討すべきではないでしょうか。

地域統括センターは全国に4,198カ所あり、黒潮町でも活動がされております。各地区の民生委員との連携、行政と支援センターとの個人情報の交換など、十分な意思疎通を図るべきではないかと思います。

今回の問題は、台帳や戸籍、社会保障の部署が関係しております。この問題が起きた要因の1つに部署間の連携欠如が指摘されております。まさに縦割り行政の弊害です。

今回の問題を受け、各地で戸籍上のみで生存している高齢者も続出。例えば、大阪市では8月25日、同市に本籍地があり、戸籍上は生存している状態になっている120歳以上の高齢者が5,125人いると発表しました。東大阪市でも228人いることが判明しました。出雲市、甲府市では1824年、文政7年生まれで、186歳の男性が戸籍上生存していると発表しました。8月28日のニュースでは、長崎県壱岐市で江戸時代後期の1810年、文化7年生まれの、200歳の男性の戸籍も残っているとの発表がありました。男性の生まれた年は、侠客国定忠治や作曲家ショパンも生まれた年で、フランスはナポレオンが皇帝に就いていた時代です。高知市でも、戸籍に住所のつかめない110歳以上の人人が397人いると発表しました。市は今後、高知地方法務局の許可を受け、順次、可能なものから戸籍の削除手続きを進めることです。

厚労省は高齢者が亡くなった後も、遺族等が年金を不正受給していないかを把握するため、1、110歳以上の年金受給者の安否確保、2、85歳以上で現況届を出している年金受給者のサンプル調査、3、全国市区町村が実施している100歳以上の高齢者の対応情報の吸い上げなどの調査を行い、その結果を8月27日、発表しました。それによりますと、全国で110歳以上の年金受給者59人のうち、5人が既に死亡し、1人が所在不明とのことです。また、85歳以上の高齢者から840人を抽出したサンプル調査によりますと、1人の死亡を含む23人が所在不明のまま年金を受給していることが判明したとのことです。この結果から推計しますと、全国で800人ほどが所在不明のまま年金を受給している可能性があるとのことでした。

厚生労働省の調査によりますと、高齢世帯の孤立化防止などを定める地域福祉計画を昨年度末現在、全国で51.4パーセントの自治体が策定していないことも明らかになっています。問題解決へ向け、コミュニティ活動や高齢者福祉などで住民との距離を近づける見直しなど、行政の姿勢が問われることを強調したいと思います。

そこで、黒潮町として今回発生した高齢者不明問題、年金不正受給問題を防止するために、どのような対応

をされていますか、お尋ねします。

また、ちょっと通告書には、実際には死亡と書いておりますが、戸籍上残っていても、所在が不明している事例は皆無ですか。所在確認とフォローはどのように行っていますか。

また、100歳以上の人數と、フォローはどのように行っていますか。

町での最高齢者は何歳ですか。お尋ねします。

以上です。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

それでは門田議員の、高齢者の所在不明問題についてご答弁申し上げます。

まず、第1点目の住民基本台帳の管理でのご質問ですが。議員ご指摘のとおり、住民基本台帳第8条によりまして住民票の職権消除ができる権限を持っておりまして、過去において11件の職権消除を行っております。いずれも理由としましては、所在不明でございます。

次に、高齢者の所在確認についてのご質問ですが。議員言われるとおり、社会の複雑化、核家族化、また個人のプライバシーの保護などの問題もあり、特に高齢者への福祉目的から訪問を行い、状況把握のお願いを致しましても拒否されるなど、人権と福祉の間で苦慮している一面も現実としてあるところでございます。その中で、住民基本台帳の整備ですけれども、議員が言われるとおりですね、ある一定、台帳は定期的に整理をしなければならないことになっております。

今後におきましてはですね、まあ、いろいろと縦割りと言われましたけれども、横断的に申しても、例えば税務課であれば税法の守秘義務だとか、いろんな法律等がございますので、そういったところと照らし合わせながらですね、整理できるところはですね整備していくなければならないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、ご質問の高齢者不明問題、年金不正受給問題を防止するため、どのような策を取っているかとのご質問ですが。これまで、特にこれといった防止策は取ってはおりませんが、現在、本町においては年金受給対象者のうち、100歳以上の高齢者についてはすべて生存確認をしておりますので、不正な受給問題はないものと認識しております。

なお、高齢者の孤立化防止策の課題ですが。本町では現在、町内全地域への地区懇談会を実施しておりますが、やはりどの地域に入っても、昨日の質問の中にもございましたけれども、出てくる課題がですね、高齢化への対応がですね求められております。従いまして今後、町内各部署、横断的な取り組み、また各地域の民生委員さん、区長さんの協力などを得まして、平成23年度には地域福祉計画を策定する予定で進めております。

次に、実際には死亡していると推定されます、所在不明ということになろうかと思いますけれども、戸籍上は生存している方のご質問ですが。今月10日の法務省発表によりますと、戸籍が存在しているのに現住所が確認できない100歳以上の高齢者は、全国で23万4,000人に上っております。このうち120歳以上は7万7,118人、150歳以上は884人となっております。

本町におきましても、私も数字を見てちょっとびっくりしたといいますか、あったんだなあと思ったわけですけれども例外ではなく、本籍があり、戸籍上生存している100歳以上の人數は75人となっております。このうち、本町における住民基本台帳上の生存している100歳以上の人數ですが、8月31日現在、10人でございます。

この所在確認につきましては、長寿者表彰時において訪問面接を行い、確認しておるところでございます。

それからまた、町での最高齢者の質問ですが。住民基本台帳上では 103 歳の方が 2 名でございます。戸籍上では 146 歳でございます。元治元年、1864 年生まれとなっております。

今後、住民基本台帳につきましては議員のご指摘のとおり、町内各部署で連携、連絡を取り合ってですね、正確なものにしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

すいません、ちょっと確認させていただきます。

戸籍の上では生きている、ですが、所在が不明の方が 75 人でしたかね。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

戸籍上 100 歳以上の方は 75 人でございますけれども、そのうち住民基本台帳上で確認が取れてる方が 10 名おりますので、差し引きで言えば 65 人ということになります。そのうち、110 歳以上は 45 人となっております。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

じゃあ、110 歳以上の方が 45 名。この方は、職権で削除される対象の方ですね。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

はい。人間の寿命が長寿化になりましたので、恐らく、議員が言われるようにもう既に死亡されてると思います。

が、今、うちとしてまずやろうとしていることはですね、110 歳以上の方についてですね附票のある方についてはですね、附票に基づいた所在地へその確認をする。また、附票などない、戸籍だけ残っているという方についてはですね、聞き取り等なんかもしなければならないと思っておりますけれども、まずそういった調査をしてですね、その後に整理して、これはもう職権消除ということの判断になればですね、所管の法務局でですね許可を得て職権消除をしていこうと思っております。

議長（小永正裕君）

門田君。

11 番（門田仁和子さん）

この問題から平均寿命のことが心配になっておりましたけれども、平均寿命は国勢調査に基づいています上、男性は 98 歳、女性は 103 歳以上のデータは計算に入れてないために、今回の調査による影響はないということで分かったんですが、年金の不正の受給者はいないということでした。

それと、これからはほんと行政と地域とのこの密接いうか、民生委員さんの皆さんには地域のことをよく把握していますので、行政と民生委員さん、また区長さんも地区のことはよくご存じですので、行政との連携な

どそういう小まめな、また、私たち地域の者も、そういうネットワークとして心掛けていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが。

それと、先ほども課長さんが言われておりましたように、行政の横のつながりもほんとに大事なことではないかなと思います。

以上で、この問題は終わります。

続いて、子宮頸がんを 100 パーセント予防へ、の質問です。

2008 年、生理学、医学のノーベル賞に輝いたドイツのハウゼン博士は、子宮頸がんの原因が HPV、ヒトパピローマウイルスであることを発見しました。そのおかげで現在、子宮頸がんは検診とワクチンでほぼ 100 パーセント予防できるようになっています。

子宮頸がんは、実に女性の 8 割が一生に一度は感染するとされており、すべての女性に起こり得る病気です。乳がんに次ぎ、2 番目に多い女性特有のがんです。日本では毎年、約 1 万 5 千人が発症し、3,500 人の方が命を落としています。特に近年では、20 代から 30 代の若い女性の増加が顕著です。他の種類のがんは 40 代以降に増えるのですが、子宮頸がんは若い年代から発症するのが特徴です。原因となる HPV は、たとえ感染しても約 90 パーセントが 2 年以内に免疫によって消していきます。ただし、持続的に感染が起った場合、がんになる前、前がん状態となり、4、5 年かけて進行していきます。

子宮頸がんは、毎年きちんと検診さえ受けいれば、前がん状態で発見でき、子宮を摘出せずに治ります。予防医学への意識が高い欧米では、検診の大切さを子どものころから教育しており、70 から 90 パーセントもの女性が子宮頸がんの検診を受けている国が多くあります。しかし、日本では 20 パーセント台に過ぎません。検診を受けていないその理由は、めんどくさい、時間がない、恥ずかしい、費用がない、などというものです。少子高齢化時代を迎え、ますます生まれる子どもが減少している現在、子どもを産み育てる二十歳から 30 代の若い女性が、毎年 3,500 人もの尊い命が失われている現状は大変な問題です。しかも、ワクチン接種と検診でほぼ 100 パーセント治るがんです。ワクチンは世界 100 カ国以上で承認され、そのワクチンは子宮がんそのものを予防するものです。

この病気の原因とは、発がん性 HPV は性交渉によって感染します。そのために、ワクチンの接種は性交渉の経験のない 10 代で接種すると最も効果的と言われています。予防のために早過ぎることはありません。日本でもやっと昨年、ワクチンが認められました。既に、公費助成により集団接種が実施された小学校もあります。1 セットは 6 カ月 3 回の接種が必要ですが、一度済ませておけば 20 年以上の効果が期待されます。

しかし、ワクチン接種は任意のため、全額自己負担の原則です。経済的な負担を軽減するため、公費助成に取り組む自治体が広がっていることが厚労省の調査で明らかになりました。調査は今年 3 月から 6 月にかけ、厚労省が都道府県を通じて全市区町村を対象に実施し、予防接種への公費助成の状況等について 1,838 市区町村の中で 1,744 市区町村からの回答によりますと、114 自治体が公費助成を行っていることが明らかになりました。その後、7 月 23 日には 126 市町村に増え、月を追うごとに増加の一途をたどっています。中には、山梨県のように全 27 市町村が今年中に公費助成を決めています。日本産科婦人科学会など 23 学会、団体も 7 月 21 日、長妻大臣にワクチンの公費助成の要望書と、約 5 万 2 千人分の署名を提出しました。

ところで、8 月 3 日、子宮頸がんの学習をというテーマで、高知新聞声の広場に投書がありました。それは、昨年暮れに親友をこの病気で亡くし、検診の大切さや病気に対しての無知を実感した私は、勉強するにつけて、この病気に対して自分の認識の甘さや誤った知識に驚くとともに、不安を覚えました。このために四万十町連合婦人会窪川支部は、地元の病院や行政の協力で、高知大学医学部産婦人科の小栗先生を講師に招き、子宮頸がん予防ワクチン講座を 8 月 8 日、四万十町四万十会館で開催します。せっかくの機会です、ワクチンに興味

のある方、近隣の市町村の方々、ご一緒に勉強しませんか、という一婦人会員の呼び掛けでした。連合婦人会窪川支部の主催で、子宮頸がんの予防と理解を深めるための講演が、地元女性の多数参加により開かれました。高知市、南国市からも参加しており、あいさつに立った町長は、健やかな女性であることを願い、来年度より公費助成を公表されました。

女性の健康は、家庭、社会の健康へと連動しております。財務省は8月31日、2011年度予算の概算要求を締め切りました。特別枠の要求は1兆円超の枠に対して約3兆円に膨れ上がり、その特別枠の中には子宮頸がんの予防ワクチンの助成150億も含まれています。いずれ、国が全額公費助成を実施するかもしれません、黒潮町が他の自治体の後を追って追っかけるのではなく、率先してワクチン接種の公費を実施すべきと思いますが、町の今後の方針をお尋ねしたいと思います。

日本は世界有数のがん大国です。がん対策の柱の1つであるがん検診について、がん対策基本計画では2011年度までに受診率50パーセントという大きな目標も掲げております。特定年齢の無料クーポン券で少し受診率がアップしても、全国平均は24.5パーセントです。

目標年次まであと1年半、黒潮町での受診率アップの取り組みについても併せてお尋ねしたいと思います。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは、門田議員の子宮頸がん予防ワクチンの公費助成、取り組んではどうかということにお答え致します。

この件につきましては、3月、6月議会でも答弁させていただいておりますが、国の動向や県内の動向を新聞紙上等で関心を持って見てきているところです。

門田議員もご承知とは思いますが、先ほども述べておられました8月17日付の高知新聞では、厚労省は子宮頸がんワクチン接種の助成事業を新たに設け、150億円を盛り込むなど、予算特別枠を要求案として計上しています。また一方では、9月3日付の高知新聞では、子宮頸がんワクチン接種について全国の小児科医ら医師従事者や、小学校の養護教諭らに実施したアンケートで、ワクチンの副作用は医療従事者の47.6パーセント、養護教諭では85.4パーセントと不安を感じたとあります。

このことを受けまして、黒潮町としましては厚労省のワクチンの有効性、安全性、副作用、適用年齢等、国や県の動向を見据えながら、ワクチン接種に向けて今後、検討を重ねていきたいと考えております。

また、黒潮町での受診率アップの取り組みについては、偶数年対象者から、20、25、30、35、40歳の女性を対象に無料クーポン券を発送し、今年度からはさらに医療機関での個別健診も実施し、若い方の受診率向上を目指すとともに、早期発見、早期治療に向けて検診に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

門田君。

11番（門田仁和子さん）

今の答弁で、副作用等をこういうようにして、今後検討していくという答弁でしたが。

国がワクチンを認めたということは、大きなことではないかなと思います。既に100カ国以上が実施している中で、日本が遅れたような、そういう副作用等面で慎重に対処されたのではないかと思っております。

ですが、1年間に3,500人の若い方が、女性が亡くなっています。この現実はどうします。将来に向けて、ほんとに大きな問題ではないかなと思います。病気は治療より予防に勝る、と言われております。何としても

若い女性が感染しないように、健康で、死亡が一人でも少なく済めるように、そんな思いでワクチン接種の実施を大きな手掛かりとして守ってほしいなあ、そのように思います。

最後になりますが、町長さんの見解をお聞かせください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

6月議会でご質問をいただきましてから、庁舎内で協議をさしていただきました。過疎計画にも盛り込んでおりますように、やる方向で協議をしておりましたが、先ほど課長が申し上げましたように9月3日付の高知新聞のアンケート等々、あるいは、6月議会でも申し上げたその副作用への懸念、こちらの方の協議が十分でないといった状況でございます。

もう少し、まだまだこれからいろんな情報が入ってこようかと思います。協議をさしていただきたいと思っております。

11番（門田仁和子さん）

もう、これ以上の質問はしません。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで門田仁和子さんの一般質問を終わります。

この際、13時10分まで休憩致します。

休 憩 11時 35分

再 開 13時 10分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

山下伊都子さん。

2番（山下伊都子さん）

議長のお許しをいただきまして、2点の質問を致します。

お昼からで、おなかが大きくなつてちょっと眠たいかも分かりませんので、元気に質問をしたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。

住民の交通手段の確保をという所で、質問をします。

地域の公共交通を考えるアンケートが昨年実施されました。で、回収率が低く、校下ごとの説明会にも出席者が少なかったように思います。地域公共交通総合連携計画の概要版も出ましたが、その後、どのように進んでいるのかというところでお聞き致します。

昨年の10月ごろ、地域公共交通にかんするアンケートが実施されました。また、ワークショップが校下別に開かれた中で、この連携計画の概要版が出されたと思います。しかし、この資料を見る限り、どの地区にも参加者が少なく、私の住んでる伊與喜地域でも参加者は少なかったです。参加者が少ないというのはいつものことなんですが、行政側の周知徹底が十分だったかどうか、大変気になります。

そこで、またこの事業は国の補助事業で進められた事業だが、多額の補助金も使われています。策定に当たり、私たちの町の公共交通の在り方を考えているとあるが、どのように地域の交通機関をつくっていくのかと

いうところでお聞きします。

地域説明会に私は伊興喜の会場へ参加しましたが、ここで出されたことは、地域の公共交通も必要だが、もっと細かな交通手段の確保が必要と痛切に感じました。つまり、幹線に公共交通を確保できたとしても、谷々の集落に住む方々の移動する権利を保障するための手段も不可欠だということです。いくら幹線の道路に公共交通が保障されたとしても、幹線道路まで出てくる手段がない周辺地域住民は、利用したくてもできないという現実を抱えているということです。

そこでお聞きしたいんですが、幹線道路沿い以外で生活をしているお年寄りや障がい者の声をどのように収集し、その声を反映するための手段として、町としてどのようにやっていくのかということで、町としての考え方を聞かしていただきたいと思います。

私は何年か前にも、買い物にも行けないお年寄りや障がい者がいる。毎日でなくてもいいから、隅々までバスを走らせてほしい、と質問をしました。そこで、概要版も出たことですので、3つについて質問します。

1つは、幹線道路沿い以外で生活している声をどう反映さすのか。

2点目は、現在の公共交通では料金が高くて、利用ができないという声があります。料金設定の考え方の基準は、高齢者や障がい者の立場の弱い方たちが利用しやすくって、家計に大きな負担を掛けないことだが、この点を基準にした料金設定が大事だと思います。町の考え方をお聞きします。

そしてこの概要に基づいて、計画はいつごろになるのかということで、この3つについてお聞き致します。

1点目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、お答えしたいと思いますが。

今日は実はいうとですね、傍聴席に中村市議の岡崎さんが見えておりまして、ちょっと、同級生でしたので緊張しております。

それではですね、山下議員の住民の公共交通の手段ということについてのご質問にお答えしたいというふうに思っております。

昨年、地域公共交通の計画書を、住民の皆さんとの声を聞きながら作りました。山下議員からですね、住民説明会への参加が少なかったというふうにご質問がありましたけれども、確かに、住民説明会の方の参加は214名と少ないというふうに感じております。しかしながらですね、アンケートでは2,570人くらいのアンケートの回収もできておりますので、これについてはですね相当住民の皆さんとの意見が集約できてるというふうに感じております。

そういう中で計画書を作ってきたわけですが、幹線道路以外の所につきましてはどうするかというご質問ですけれども。昨年のですねこの計画書を作る段階で、現在あります地域公共交通をいかに有効にするかということをですね基本に進めてきたところでございます。その中で、現在の空白地についてもですね、対応したらどうかというような意見がございまして、その空白地についてもですね対応しようというものでございます。

現在の計画と致しましては、住民参加によるですねより良い公共交通の、これからも研究、調査していくこうというものと、今ありましたように実証運行をしていくこうというためにですね、小型バスの導入、それから空白地の解消、それからバス停の整備というようなことをですね今後、進めていきたいというふうに考えております。

それから、利用料の問題のご質問がありましたけれども。現在、町民ではですねバスの運行等で約3,800万

の補助金を出しております。そうした中で、民間会社の方もですね精いっぱい頑張っていただいて、現在の料金設定をしておるというふうに考えておりますので、これ以上安くすると、また一般財源の持ち出しというようなことも発生してまいろうかと思いますので、現在のところがまずは妥当なところじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

(山下議員から何事か発言あり)

はい、今後の状況ですけれども、今年から3年間で今の計画を実施する予定ですけれども、今年につきましては過疎計画、あるいは国勢調査ということがございまして若干遅れておりますけれども、できればですね、年明けあたりには試験運行に入りたいというふうな考えを持っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

出席者は少なかったが、まあアンケートの回収もあり、住民の意見が集約できるんじゃないかということと、公共交通を基本にした計画っていうことで、まあ空白地域も対応はせんといかんのじゃないかということですが。

私たちの伊與喜地域とか拳ノ川地域ですよね、そこはほんとに公共交通の走ってる所よりも、川奥地区とか市野々川地域とかは、ほんとにバス停まで出てくるのに3キロも何キロも歩いてこなければならない地域がたくさんあるんですよね。で、この会にもなかなか、出ていて意見を言いたい人はいっぱいいるんだけど、ここに出てくることすらできないのが現状だっていうことで言われておりました。ですから、やっぱり大型バスの導入もやり、いろいろと考えていこうとしてる町のあれは分かりますが、やっぱり空白の所をどうしていくのかっていうことでやっていかなったら、孤立していく地域がいっぱいあると思います。

そこで、試験的なものを今年の暮れぐらいからしたいということですが、ぜひそのことを頭の中に置いてやっていただきたいっていうふうに思います。

私は、旧佐賀町のときに、鈴地域では、佐賀までバスに乗るのに往復1,000円を超えるお金が掛かるので、町の診療所で診てもらいたいが、お金が要るので通えないということを聞き、高齢者のバスの運賃の軽減を希望したことがあります。そのとき行政は、鈴には町の出張診療所があるので、そこを利用してもらいたい。しかし、歯医者さんがないので、歯医者に行くときには軽減をしようということになったことがあります。そのとき、出張診療所はあるけど、鈴の方は。町の診療所やら郵便局にも行きたい、買い物にもしたい、もっと料金を軽減してほしい、という声がありました。現在は、鈴地域は通学のために国からバスの補助金をもらっているので、料金をもらうことは二重の徴収になるので、料金は取れないということで無料になっているということですが、私はやっぱりこのような方法を全町に広げることはできないかということでお聞きします。

それと、公共交通の問題ですが、この間も80を過ぎた方で、免許の更新が間近になってるっていう方からのお話を聞くことができました。その方は労働をして、もう指も変形をしてまして、ひじも曲がっていて、ほんで歩くのがやっとで、杖について歩いている状態のおじいさんです。その方が言うには、唯一、車だけがいうことを聞いてくれるっていうことです。で、82過ぎたから、子どもたちも更新をしたらいかんと言うのですが、実際のところ、車がなければ何にもできないということで、その方はお話をされていました。

もし、町が積極的に高齢者の移動の保障をしていくっていう立場に立ったなら、80過ぎても、危険を冒してまでも、運転をする必要がなくなるんじゃないかな、そういうふうに私は思っています。で、家族もいつもはら

はら、おじいちゃんが運転することによってほんとにはらはらしながら、いつも見守っているっていうこと話されておりました。私はここだと思います。

四万十市では1週間に2日、1日2便、ワゴン車を幹線道路から外れた2つのコースへ運行しているそうです。高齢者にとっては、バスは欲しいけど、でも毎日は要らないんですよね。毎日、利用はできないということです。せめて1週間に2日ぐらいまで、2日で決まったように車が来れば、病院行きや買い物も車の便に合わせて計画が立てるということができるので、大変喜ばれてるっていうことです。で、やっぱりそういう所にも行っては話を聞きながら、最小の費用で最大の効果を挙げるのが、住民の交通手段を守るっていうことでは大事じゃないかなというふうに思います。ぜひ、このことをもう一度お願ひします。

それと、補助金を出しているので、その料金はこれ以上はやれないということですね。確かに補助金も出してますけど、この間の中土佐の議会でしたかね、聞きはしてないんですけど、65歳以上の高齢者のバスの運賃を無料にするとかいうのが新聞の見出しでも出ていましたので、そこらへんで、確かに補助金は出していますが、運賃表ももらって見てみましたが、本当に高齢者が少しの年金だけで生活してる中で、佐賀まで行くには、市野瀬までやったら600なんぼ要るんですね。往復にしたら、1,200円ぐらい要るんですね。まあ、このバスだけっていうふうには限らないかもしませんけど、運賃が高いじゃないか、そのように考えております。

ほんで、町のバスですか、馬荷大井川線は100円とか200円ですので、そのへんではあれなんですけど、やっぱり高南観光ですか、その、まあいうたら佐賀のバスの料金を見ていたら高いわけですので、補助金の関係もあるかもしれませんけど、やっぱり年金で暮らしてお年寄りには大変な負担じゃないかなというふうに思っております。

そのへんも、もう一度お聞き致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問にお答えしたいと思います。

今、ご質問にありましたように空白地帯、市野々川、川奥についてはですね、先ほども答弁致しましたけれども、そのカバーは今度の試験運行でやりたいというふうに考えております。

それから、全町的に個々のご意見というようなこともございましたけれども、すべての方にですねすべて時間どおりにマッチした対応は、これはちょっとできぬくいというふうに思っております。市野々川、川奥をですね運行しますと、ほぼ谷々についても現在の運行ができますので、その状況を見ながらですねまた考えていきたいというふうに思っております。

それから、よその事例もありましたけれども、これについてもですねやっぱり先の答弁にも致しましたけれども、より良い運行方法を町民全体で考えていくという基本に立っておりますので、そのようなこともですね検討してまいりたいというふうに思っております。

あと、馬荷大井川線で料金が安いというようなことがございましたけれども。基本的にですね、黒潮町の公共交通のバスにつきましては、大方地域が西南交通、佐賀地域が高南観光で料金設定をしておりますので、その料金についてはですね、先ほどの回答でご理解願いたいというふうに思います。

それから馬荷大井川線につきましては、これも町の試験的にですねやっておりますので、これについてもですね参考にしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

空白地域での運行は、これから川奥、市野々川線は考えていきたいということですが。やっぱりお年寄りが、運転免許を更新をしないということは、やっぱりバスに乗って自由に買い物も行ける、そういうことが本当に、お年寄りの生きがいにもつながっていくんですね。そういう意味でやっぱり、そういうところからも考えて、バスを運行していただきたいというふうに思います。

土佐清水市なんかは、高齢者が免許の更新をしなかったらタクシー券を発行するとか、そういうことらも言われておりましたが、バス停までお年寄りが行くのは大変なので、中村なんかが近くまで来てもらえるようなことも言っておりましたので、タクシーとはいわなくてもいいんですけど、乗り降りがほんとに自分の家の近くでできるようなそういう形でやっていただいたら、ほんとにお年寄りは助かるんじゃないかなっていうふうに思います。

まあ、川奥地域とか市野々川地域に入ってきても、そこの中のバス停まで歩いていかないかんということになれば、診療所に行くとかそういうことになれば、体がしんどい方がバスに乗るわけですので、そういうことなんかも配慮をして、少しでも家の近くまで行っていただけるようなことをやっていただきたいなと思います。

ぜひ、中村市なんかにも、今日は中村の市会議員さん来てるっていうことですけど。そこなんかも聞きながら、どういうふうにやっているのかということを聞きながら、参考にしていただきたいなっていう、毎日でなくてもいいですね、そういうことでやっていただきたいと思います。

再度、もう一度お願ひします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再度のご質問にお答えしたいと思います。

山下さんのご質問を聞いておりますとですね、すべての方にすべて行政が出るというような思いで、私は今、聞きました。そこまでの対応はなかなか行政もできぬくいかなど、今の状況から考えまして。

それである程度のですね、今、谷々についてもすべて、今回2地区を運行しますと、ほぼカバーできると考えております。それで、それに対してですね、またいろいろな課題もできると思いますので、そこでまた今のご質問は検討したいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

まあ運行しながら、住民の意見も聞きながら、そんな中でまた改善もしていくこともできると思いますので、ぜひそういう面では、困ってる方たちの交通手段を考えていただきたい、そのように思います。

2点目の質問に入ります。

これは1点目の質問の答弁も踏まえまして、2点目、地域でお年寄りや障がい者が安心をして暮らせる、町長がおっしゃっておりましたように、高齢者を見守るセーフティーネットが進めていくっていうことでしたので、公共交通も含めて、どういうふうにして検討をされてきたのかということで質問を致します。

9月1日に伊興喜の地域のミニデイサービスがありまして、私も参加をしました。比較的、伊興喜地域は家

も密集しております、お年寄りが集まりやすくって、ミニディにも参加者があるっていうことですよね、1つの地域で。で、そのときに保健師さんが来ていただいて、血圧を測ったりとかお年寄りの健康状態を聞いたり、その時々の話ですよね。この間は9月1日でしたので、災害に遭ったときには、けがしたらどういうふうにするんだろうとかということで看護師さんの話を聞きながら、本当に皆さん和気あいあいとミニディに参加しておりました。

で、保健婦さんが帰った後も、お年寄りはみんなで集まって、情報交換ですか、誰々さん元気かねとか、誰々、この日はちょうど、隣の部落のおばあちゃんが亡くなって、明日がお葬式だそうだと。そういうふうにして、元気の確認をしているのがこのミニディサービスなんですね。そういうときに、このおばあちゃんから出てきた言葉は、隣の、まあいうたら、私ここで言うたら伊興喜で、熊井地域のおばあちゃんが、電話がかかってきて、わしは伊興喜にも行きたいけど、交通手段がないので伊興喜にもよう行かんいうて、そういう話だったらしいんです。で、迎えに行っちゃったらええのにねっていうふうに、おばあちゃんが、もうちょっと涼しくなったら迎えに行っちゃるしねというふうに話をしたことやったっていうふうなお話をしておりました。

ですから私は、本当に地域でのミニディも必要ですが、校下別のまあいうたら宅老所を、この6月議会にも言ったと思いますが、開いてもらいたいっていうのがこのことなんですね。ですから、やっぱりミニディサービスすら開けない地域が私たちの所にはあるっていうことです。

今さっきも門田議員がおっしゃっておりましたように、テレビなどでお年寄りが何年も、亡くなって放置され、白骨化していることや、地域にお年寄りがいることすら分からなくなっていることが報道されていますよね。で、私たちの町ではそのようなことはないと思うが、何日も話をしてないお年寄りが、それはたくさんあります。こういう状態がこれからもますます進んでくるんじゃないかなというふうに思います。で、年を取っても障害があっても、お互いを認め合って、確認ができるような地域づくりっていうのがほんとに必要じゃないかなと思いますので、休園の保育所を利用した宅老所はどのように進んでるのかということで、まあ、6月議会から今までですのでそんなには進んではいないと思いますが、このことでどのようにして進んでいるのかということでお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

山下議員の、安心して暮らせるまちづくりは、についてのご質問にお答え致します。

本町で行っている取り組みとしてはですね、関係機関の協力を得ていろいろな事業を行っておりますが、介護予防の取り組みでは、生きがいディサービス、また地域のボランティアの協力を得て実施のげんき教室や、先ほど触れました地区ふれあいサロンなどで、閉じこもりがちな高齢者の健康相談や簡易な体操などを行っております。

先ほど申しましたミニディの送迎についてはですね、主に地域のボランティアの皆さんにお世話になって、協力願って実施しております。

今後も、これらの活動を継続して町は支援していくたいと。また、より充実させていくことが必要でありますし、ミニディを実施していない地区にも働き掛けております。今年はですね、2地区で新しく実施することになります。

一人暮らしや高齢世帯への対応については、介護保険制度を利用して、在宅での生活支援ということは基本になります。

また、高齢者の見守りネットワークについては、配食サービス等を通じてですね相談業務や安否確認を行っ

ております。

要介護者のいる世帯、また、居老人の世帯については要援護者台帳を作成しておりますし、民生委員や地区の区長さん等に要請して、定期的な見守りを図っております。

こうした取り組みをされておりますが、さらにですねこの見守りを充実させていくことが必要でありまして、見守りネットの輪を広げるということで、主に民生委員の代表の方とこれまで協議をして、早い時期にですねこのネットワークの拡充を図っていきたいと、そのように考えております。

それから、休所の保育所の利用ですが。町内の旧保育所の活用については、情報基盤整備の事業、また給食センターの計画等がありまして、町ではその整備構想に活用するものを除いてですね、ほかの施設については、現在のところ利用方針を示しておりません。

先ほど言われたようにですね、休所の保育所を宅老所にというような要望についてですが。これまで、民間団体からは施設の利用についての打診というか相談はあります、転用手続き等がってですね、少し課題事項がありまして、保留状態となっております。

町としてはですね、今後、この施設の利活用については公募を行って、その中で地域住民の福祉向上が図れるようなものに使われるよう、必要なサービスが提供できるようにと考えております。現在、その公募要領を作成中であります。

以上です。

(山下議員から「ミニデュイは、どこと、どこ」との発言あり)

今年新たにはですね、入野本村と田野浦で新しく始められることになりました。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し補足させていただきます。

見守りネットワークの構築につきましては、6月議会でも申し上げましたように、とにかくその地区の現状の正確な把握、これが必要であろうかと思います。これにつきまして、課長からもありましたように大方、佐賀、それぞれの民生委員の役員さんまず相談をして、佐賀地区につきましては定例会で、すべての民生委員さんにお話をさしていただいたところでございます。

その見守りネットワークの構築につきまして、いろいろ課題がございました。1つは個人情報の関係で、現在、民生委員さんの方に名簿が提出できないという判断がされているということでございます。これにつきましては、そのコンプライアンスについて担当課で解決できるように協議をしているところでございます。

それからもう1つ、この休園の保育所の利用についてでございますが。課長申しましたように、もう既に担当課で公募要綱の策定をしておりまして、ただ現在、使用許可を出している所、それから現在、使用許可申請が挙がっている所、それからまたご存じのように、現在取り組んでおります情報基盤整備事業の物品の管理スペースとして使用している、そういう課題がございまして、これらを整理する必要があろうかと思います。それらを整理した後、その公募要綱に基づきまして公募をしたいと思っております。

それからもう1つ、この宅老所ということでございますが。課長申し上げましたように、住民福祉の向上につながるための遊休施設の有効利活用というのが目標ではございますが、この宅老所という定義につきまして、今時の黒潮町の福祉計画におきましては、通所介護および訪問介護、あるいは介護予防教室、それからこの寄り合い所の拡充が求められるとなっておりますが、その簡易な寄り合い、お年寄りが集まっていたらハードルはそれほど高いわけではありませんけれども、現在、ご存じのように大

方地区にありますあのよりあい、そういうた宅老所をもしも想定されているのでございましたら、少々ハードルが高くなろうかと思います。それにつきましてはご存じのように、現在、宅老所にかんする規定に基づきまして、町の方から利用者1名につきまして200円、それから、利用される方から1,000円を頂いての運営となっております。

これにつきましては、本当にボランティアの方で成り立っているというような状況でございまして、同じような形態で週に6日の開催ということになりますと、かなり詰めた協議が必要になってこようかと思います。

それらも踏まえまして、今後協議をしてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

町長に詳しくしていただきて、あれですが。

私、6月議会でも四万十町の宅老所の例も挙げて質問を致しまして、そのときも四万十町の宅老所は、まあ言ったら黒潮町のミニデイのような形でお昼のご飯があって、というふうなことでした。

で、私はそういう宅老所、この間も伊興喜のミニデイサービスのときでも、この黒潮町のミニデイはお昼の食事も付かなくって、1時間か1時間半ぐらいで保健師さんが来ていただきて血圧を測って、その都度その都度の話の中で帰っていかれるということですよね。やっぱりそういう所では、やっぱりせっかく集まってきて皆さんのが来るので、お昼ご飯ぐらいは食べたいねっていうふうなお話もしてたんです。

そこで、宅老所の定義もいろいろあるっていうことですので、これから考えていかなければならないんじゃないかなというが思いますが、やっぱりお年寄りが来ている所では、そういう宅老所的なものが欲しいっていうことです。

そこで、今さっきも町長がおっしゃってたように、大方地域の宅老所のよりあいがどのように運営されてるのかということで、私も宮地議員さんと一緒に行ってお話を聞いたことですが、なかなか大変なんですね。個人が立ち上げて、いろんな方に支援をしていただきて運営をしているということで、財政的にもほんとに厳しくって、手伝ってくれる家族やら本人はほんとに無償に近いところでやっているということです。

ほんで、食事を作ってくださる方が地域におられて、地域の方がお食事のボランティアもなさっているようですが、そのお食事を作ってるボランティアさんも、この宅老所に来たいような人ばかりになってきてるっていうことで、本当に大変だっていうことで話されていました。やっと町から1人200円の補助金を頂けるようになり、その中で光熱費などに充てるができるようになって、まあいたらその分がちょっと助かったかなっていうふうに話されました。

21年度の決算書の中でも、年間37万1,000円ですよね。で、利用者の延べ人数は1,858人だそうですけど。で、この中で宅老所に来ている高齢者は、ここがあるから毎日生き生きと生活ができるっていうことです。ほんで、まあいたらまた行ける、また来週が行けるっていうふうに張りができているっていうことで、大変お年寄りは喜んでいました。

ですから、このような施設が佐賀はないんですね。ですからこのような施設が、佐賀の地域にもぜひ欲しいということで6月議会でも言ったことですが。でもこれはね、個人的に立ち上げるのはね、これからも大変なことだと思います。経済的な面からしても厳しい状況がありますのでね、やっぱり町の手助けがね、どうしてもこれは必要です。

で、四万十町では社会福祉協議会が中心になって、町のボランティアがそこに参加しているということでした。ですから、やっぱりそういうふうな形で立ち上げていただかなかったら、個人的にそういうものをこれか

ら立ち上げていくっていうことではね、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

で、四十町ではボランティアもいつまでも無償ではいけないので、何とかお金がねあれるような方法で考えていくたいっていうことでした。やっぱり四十町のよう行政がかかるって、ことはもうほんとにこれはね、これから大事じゃないかなというふうに思いますので。で、それは医療費の抑制にもつながってるし、お年寄りのこれから生きる望みとか、寝たきりをつくらないとか、そういうことからしたら、本当にこういう所を早急に造っていただきたいなっていうふうに思います。

今、デイサービスや介護保健施設などで営利な目的でね、事業所が増えておりますよね。ですが、補助金の不正請求などの問題もあったりして、今度の決算の中でもちょっと出てましたよね、宿毛の業者の中で。で、私は、そういう問題もありますので、よりあいのような宅老所には、もうちょっとお金を補助できないかなというふうに町長、思うんですよ。ほんとに民間が頑張っておりますよね。そういうもんで、介護施設に1人でも2人でも入所すれば、介護保険の方からも補助金も行ってますしね、そういう意味では、お金がそういう所には行ってるんですよね。そういうことで、よりあいとか個人でやってる所にはもうちょっと、1人200円とかいう補助じゃなくって、もっと支援をしていただけたら、もっとやりやすいんじゃないかなというふうに思います。

それと、これから社会福祉協議会がやって民間に委託してとかいうふうにもし事業をやる場合でも、もうちょっと町がそういうふうな支援をしていただけたら、もっとやりやすくって、雇用というかそういうふうな。昨日、下村議員の質問の中にも、町長、そういうことが出てましたので。ぜひ、このよりあいなんかには、もうちょっと補助金をね出していただきたいなというふうに思いますが。

そのへん、どうでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答えします。

よりあいの件でございますが、今後も継続して活動していただくために、その補助金という形が適正かどうかということも含めまして、よりあいの機能強化、あるいはこの機能継続についての協議を重ねております。まだ少し時間はかかるかと思いますが、答えはご報告できるようになろうかと思います。

それから各地域で、議員がおっしゃられるその宅老所という機能、よりあいとはまた別のもう少し簡易な機能ということが、現在、町内のニーズが非常に高い、そういった認識も持っておりますし、また、必要な取り組みだということも認識しております。

今後、その公募を掛けた場合に、6月議会で申し上げましたように地域福祉の向上につながるもの、優先的に選定されていくことになろうかと思います。そういったところで、なお協議を詰めてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

よりあいのような所にもうちょっとお金をね、支援をしていく。補助金とかそういうことではまあ、まだ考えてないけどということで。ぜひ、民間で頑張ってる所にそういう支援をしていただきたいというふうに思います。

それと、まあいたら宅老所のような機能を持った所を今、公募をしてっていうことですが、なかなかやっ

ぱり資金的な面でねなかなか、自分らが立ち上げていくってことは大変ですので、ぜひ町、社協とかが中心になってやっていただきたいなというふうに思います。

先日のNHKのニュース番組で、介護保険が始まってからこんにちまで、介護をしている方がお年寄りに暴力を振ったりとか、もうほんとにどうしようもなくなって、まあ手に掛けてしまったりという家族が、ここでは介護保険が始まってから400件ぐらいが報告されているっていうことですよね。で、昨年だけでも46件が報告されてるっていうことが、この間のNHKの放送されていました。で、身内であるがゆえに、誰にも相談しないで抱え込んでる家族がほんとにたくさんおるんですよね。これは、私も親を介護しているので、ほんとに身につまされるような思いであります。

やっぱり、介護をしている方も介護されてる方も、やっぱり地域に支えられてしていくって、これから高齢社会を迎えていきますので、地域で支えていくっていうことが大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、こういう点は地域で支える。そういう意味ではいろんな所に集まって、みんなで話をしたりとか、自分とはこうだよっていうふうな形でね、やっていけるような地域社会が絶対に必要ですのでね。

町長、ぜひそういう支援を今後も十分していただけるかどうか、もう一度お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えします。

福祉の充実、向上につきましては、公約の中でも最大のものでございますので、全力で取り組んでまいります。

また、少し報告させていただきますと、前段申し上げた見守りネットワークの民生委員さんとの協議の中で、モデル的に、うちの地区からやってみてはどうかといった地区がございます。3地区ございまして。

今後、この見守りネットワークの充実を図るために、行政として行っていく作業としましては、まずは見守りネットワークの組織の強化、または組織の構築強化ですね。

それからもう1つは、そのモデル地区に先進的に取り組んでいただけるプログラムの策定、これを並行して進めてまいりたいと思っております。そのプログラムの策定の中には、やはり議員ご指摘のように、どこかへお集まりいただいて、何かを楽しんでいただくと。そういう提案もいただけると思っております。

また、モデル地区でない地区、町内ほとんどの地区でございますが。そこにつきましては今後もお願いをしていくわけでございますが、大きく申し上げますと23年度に策定予定の地域福祉計画の中で、具体、詳細につきまして掘り下げてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

町長、モデル地区の地区名は公表できないんですか。

（町長から何事か発言あり）

ちょっと、公表できない。はい。

まあ、モデル地区をつくって、見守りのネットワークをつくっていくっていうことですので。

ぜひ、ほんとにこの黒潮町で、年を取っても生活ができやすい、障がい者とかそういう方たちが生活ができるよう、そういう地域をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

これで質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで山下伊都子さん的一般質問を終わります。

次の質問者、宮地葉子さん。

3番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして、2点質問したいと思います。

1点目は、女性泊まり合いの中止を求めるという質問です。最初にお断りしますけど、この女性泊まり合いについては少々理屈っぽい質問なるかもしれませんので、ご容赦願います。

この女性泊まり合いについては、議員になってからもう何度もやっているんですけども、下村町長とはもう最後まで、平行線のままでした。県下の市町村では、もうこの取り組みはどこも取りやめにしてるんですけど、旧大方町、旧佐賀町は1回やめておりますのでね、旧大方町だけが延々と続けてる取り組みです。まあ黒潮町だけが38年たった今でも、旧態依然のまま続いているという取り組みですが、今度こそ、まあ大西町長になったんだから、この時代錯誤の女性泊まり合いを中止してくれるんじゃないかなあと、一部の何とか続けたいと思ってる方向にそろそろメスを入れてくれるんではないかなと、町民は大きな期待をしております。

町民の皆さんのがこの泊まり合いの中止をなぜ求めているのか、これまでに何度も議会で言ってきましたし、下村町長には、町民の中に入って、町民の声をじかに聞いてきてください、と何度も申し上げてきました。これまでこの事業を続けてきた人たちの話だけに耳を傾けるんじゃないなくて、町民がこの泊まり合いについてどう言っているのか、地区内、地区外を問わず、生の声を大西町長にもぜひ聞いていただきたいと、お願ひ致します。

私がなぜ女性泊まり合いの中止を求めるのか、もうこれまで何度も言ってきましたので重なる点が多くあるかと思いますが、大西町長には初めてですので、まとめてみたいと思います。

この1つはですね、もう泊まり合っていっているのは始まったころ、38年前ですけど、まあ多分、町長が生まれたころじゃないかなと思うんですけど。そのころと今の時代と比べますと、明らかにもう部落差別は解消されているというこの事実ですね。はっきりと目に見えているのが住環境、住んでいる環境です。国の同和対策事業特別措置法が1969年、昭和44年に制定されてから、住環境は特にスピードを増して改善されてきました。住環境は改善されてきましたけども、ほかにもですね就職差別、進学差別、結婚差別も、当時と比べれば大きく解消されてきています。この点は、若い町長でも実感として分かるんじゃないかなと思いますが。

町民の全体的な意識も、38年前ごろとは当然、変化をしてきています。特に若い人たちは、一定の年齢の者と比べまして大変変化をしてきてるのが歴然としていますが、それはですね、若い人に限らずですけど町民の差別意識が薄れてきているというのは、町が実施しました、これは大方町ですけど、大方町の人権問題に関する意識調査というのにも表れています。これは平成18年に大方町のときにしたものなんですが、少し例を挙げてみますが。

この中にですね、同和問題に対する意識の実態ということで、あなたは部落差別が現在もあると思いますか、そういう問い合わせに対して一番多かったのはですね、まだまだあるが徐々になくなってきてると、そういう方が48.1パーセント。半分近い方が、徐々にもう解消していると意識しております。依然として差別はあると言った方は17.7パーセントですが、差別はないと答えた方は19.2パーセントというふうに、この調査には出ております。それからですね、あなたは同和地区や同和地区の人ということを気にしたり意識したりすることができますか、という問い合わせに対してはですね、意識することはないと答えた人が62.6はパーセント、あると答えた人は32.1パーセントですから大体半分、もうないというふうに答えています。

それから結婚問題ですけども、あなたの身内の方が結婚しようとしている相手が同和地区の人だと分かった場合、あなたはどうしますか、という問い合わせですけども。これで一番多かったのが、本人の意思を尊重すると答